

令和5年度

川西まちづくり委員会定期総会

日 時 令和5年4月20日（木） 午後7時

場 所 川西公民館 大ホール

令和5年度 川西まちづくり委員会定期総会 次第

1 開会

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 総会成立の確認(宣言)

5 議長の選出

6 議事

議事録署名人の指名

議案第1号 令和4年度事業報告

議案第2号 令和4年度決算報告

監査報告

議案第3号 規約の一部改正について(案)

議案第4号 令和5年度事業計画(案)

議案第5号 令和5年度予算(案)

7 議長退任

8 閉会

議案第 1 号

令和4年度 川西まちづくり委員会事業報告

1 定期総会、監査、運営委員会他

期日	会議名	主な内容	出席人数
4/5	会計監査【令和3年度会計】	会計監査（監査、会長）	4
4/20	定期総会（書面決議）	・令和3年度事業・決算報告 ・役員の改選について ・令和4年度事業計画・予算案など	—
5/10	全体会および新年度オリエンテーション	・活動内容説明 ・出前講座「上田市の地域内分権について」	26
6/28	第1回運営委員会	・総会書面決議の結果について ・各部会の今年度活動予定について 他	10
9/13	委員研修会	講演「活力のある地域づくり～住民主体の地域づくりとは」松本大学 白戸洋氏	30
10/18	第2回運営委員会	・各部会の活動報告 ・次期役員の選考について 他	10
12/6	第3回運営委員会	令和4年度補正予算について	7
3/8	第4回運営委員会	・活動費支給事業の報告審査 ・令和5年度総会について	9
3/27	第5回運営委員会	事務局の体制について	10

<情報発信事業>

9/16 川西まちづくりだより回覧配布 総会(書面決議)の報告他
川西まちづくり委員会ホームページ・「上田川西地域ホームページ」による情報発信

<活動費支給事業>

川西まちづくり委員会構成団体が行うまちづくり事業に対する活動費支給

- ・越戸自治会「越戸鹿等害獣駆除事業」
- ・岡自治会「〈岡のあゆみ〉の編集による活気ある地域づくり事業」
- ・仁古田自治会「仁古田愛宕山ふれあい遊歩道整備事業」
- ・川西里山・水辺をつなぐ会「川西里山・水辺をつなぐ事業」

<主な支出>

◇川西まちづくり委員会だより印刷 33,220円
◇「上田川西地域ホームページ」等維持管理費用 23,540円
◇川西まちづくり委員会ホームページ運営費用 88,660円
◇活動費支援事業 747,665円

2 部会活動

(1) 地域振興部会

期日	会議名	主な内容	出席人数
6/10	第1回地域振興部会	・正副部会長選出について ・今年度の活動について	7
7/19	第2回地域振興部会	・干し柿事業 ・蝶の舞う里事業について	7
8/30	第3回地域振興部会	・干し柿事業 ・蝶の舞う里事業について	7
1/31	第4回地域振興部会	今年度事業の反省と来年度の活動について	7
3/2	第5回地域振興部会	蝶の舞う里事業について	5

<蝶の舞う里事業>

アサギマダラ、ジャコウアゲハなどの蝶の観察を通じ、身近な生き物や里山環境保全への関心を高めるため、蝶の食草の植栽地を拡大して飛来を促し、植栽地看板・植栽地マップによる地域広報の実施
 8月 植栽地状況確認、9/3 草刈り、9/8 のぼり旗建て
 9/15 フジバカマ植栽地マップ回覧配布
 9月中旬～10月中旬 アサギマダラ飛来 広報・観察
 10/2 フジバカマウォーキング（共催：川西歩こう会）

<干し柿事業>

放置柿を活用した干し柿づくりの実践
 10/16 収穫作業、10/19 皮むき・吊るし作業、燻蒸処理
 10/26・2 燻蒸処理、11/5 はざおろし、11/16 柿揉み、12/12 包装

<主な支出>

◇蝶の舞う里事業

植栽地のぼり設置 138,480 円、植栽地マップ 22,140 円、フジバカマウォーキング 3,762 円

(2) 安全防災部会

期日	会議名	主な内容	出席人数
5/16	自主防災リーダー研修会	地域防災に関する研修	2
5/23	第1回安全防災部会	・正副部会長選出 ・今年度の活動について	7
6/14	第2回安全防災部会	避難所開設講習会実施計画について	7
6/29	浦里地区避難所開設講習会	自主防災組織活動マニュアルに基づく避難所開設について	40
7/5	小泉地区避難所開設講習会	自主防災組織活動マニュアルに基づく避難所開設について	40

7/13	室賀地区避難所開設講習会	自主防災組織活動マニュアルに基づく避難所開設について	40
3/14	第3回安全防災部会	来年度の活動について	7

<避難所開設講習会事業>

上田市危機管理防災課による川西自治連支部単位の避難所開設講習会の開催

<主な支出>

◇避難所開設講習会会場費 700円

(3) 子育て教育文化部会

期日	会議名	主な内容	出席人数
6/20	第1回子育て教育文化部会	・正副部長選出 ・今年度の活動について	7
8/24	第2回子育て教育文化部会	今年度活動のテーマの決定	6
9/28	第3回子育て教育文化部会	・川西紀行について ・ものづくり講座について	6
10/23	地域文化財フィールドワーク	小泉大日堂	7
11/7	第4回子育て教育部会	川西紀行について	7
12/12	第5回子育て教育文化部会	川西紀行について	7
2/22	第6回子育て教育文化部会	・川西紀行について ・来年度の活動について	7

<地域文化財事業>

地域の貴重な文化財について広報を発行し住民の関心を高める

10/23 小泉大日堂フィールドワーク 説明・資料等提供 小泉 増田資彦氏

1/18 小泉大日堂見取り図作成作業

3/16 フィールドワーク報告・地域文化財広報「川西紀行」印刷配布

<主な支出>

◇フィールドワーク報告・地域文化財広報「川西紀行」印刷 311,361円

(4) 健康福祉部会

期日	会議名	主な内容	出席人数
5/25	第1回健康福祉部会	・正副部長選出 ・今年度の活動について	6

6/21	第2回健康福祉部会	・川西地域協議会調査研究報告 ・今年度の活動について	6
7/21	第3回健康福祉部会	ウォーキングマップ作成について	7
8/23	第4回健康福祉部会	ウォーキングマップ作成について	7
10/4	第5回健康福祉部会	ウォーキングマップ作成について	6
12/8	第6回健康福祉部会	ウォーキングマップ作成について	7
3/13	第7回健康福祉部会	・ウォーキングマップ作成について ・来年度の活動について	7

<ウォーキングマップ作成：上田市健康推進課と連携>

身近な里山の景色を眺めてゆったり歩き、心や体の健康、交流に役立てるためのマップ作成

8/23 ウォーキングマップ作成方法説明

10/4 委員推薦コース確認

10/21・26 ウォーキングコース現地確認

<主な支出>

◇ウォーキングマップデザイン 148,912円

川西まちづくり委員会 令和4年度収支決算書

収入総額	3,839,761 円
支出総額	3,675,000 円
差引金額	164,761 円 → 令和5年度への繰越金

(収入の部)

(単位:円)

科目	当初予算額	補正予算額	予算現額	決算額	比較増減 (決算-現額)	摘要
1 交付金	3,675,000	0	3,675,000	3,675,000	0	・上田市交付金
2 事業収入	10	0	10	0	△ 10	・農産物等売上収入
3 諸収入	10	0	10	18	8	・貯金利息
4 繰越金	164,743	0	164,743	164,743	0	・前年度繰越金
合計	3,839,763	0	3,839,763	3,839,761	△ 2	

(支出の部)

(単位:円)

科目	当初予算額	補正予算額	予算現額	決算額	比較増減 (決算-現額)	摘要
1 運営費(事務費)	1,639,000	170,000	1,809,000	1,769,201	△ 39,799	
(1)職員賃金等	620,000	280,000	900,000	898,368	△ 1,632	・事務局長、事務局職員賃金
(2)委員手当	509,000	△ 30,000	479,000	479,000	0	・委員手当 (会長・副会長・会計・監査) (部会長・副部会長・委員)
(3)通信運搬費	100,000	△ 20,000	80,000	72,776	△ 7,224	・切手代・インターネット利用料 ・携帯電話利用料
(4)消耗品費	200,000	△ 70,000	130,000	130,972	972	・事務用品、コピー用、トナーなど
(5)手数料	10,000	0	10,000	2,480	△ 7,520	・振込手数料
(6)保険料	40,000	0	40,000	29,600	△ 10,400	・スポーツ安全保険料
(7)備品購入費	80,000	0	80,000	71,375	△ 8,625	・ビデオカメラ・プリンタースタンド
(8)会議費	40,000	0	40,000	40,182	182	・講演会謝礼など
(9)事務所費	40,000	10,000	50,000	44,448	△ 5,552	・事務所光熱水費他
2 活動費(事業費)	2,200,000	△ 170,000	2,030,000	1,563,928	△ 466,072	
(1)健康福祉部会費	300,000	△ 30,000	270,000	148,912	△ 121,088	・健康推進事業
(2)子育て教育文化部会費	300,000	△ 30,000	270,000	311,361	41,361	・地域文化財事業
(3)安全防災部会費	300,000	△ 30,000	270,000	700	△ 269,300	・避難所開設講習会事業
(4)地域振興部会費	300,000	△ 30,000	270,000	209,870	△ 60,130	・干し柿、蝶の舞う里事業
(5)広報関係費	200,000	△ 50,000	150,000	145,420	△ 4,580	・広報紙、ホームページ維持管理
(6)活動費支給事業費	800,000	0	800,000	747,665	△ 52,335	・越戸自治会・仁古田自治会、 ・岡自治会・川西里山・水辺の会
3 予備費	753	0	753	0	△ 753	・予備費
4 返還金	10	0	10	341,871	341,861	・交付金の残額を返還
合計	3,839,763	0	3,839,763	3,675,000	△ 164,763	

監 査 報 告 書

川西まちづくり委員会の令和4年度会計について監査したところ、
証拠書類等すべて適正に処理されており、正確であることを認めま
した。

令和 5年 4月 15 日

川西まちづくり委員会

監事 小 山 博 一 

監事 桜 田 幸 士 

議案第 3 号

規約の一部改正について

川西まちづくり委員会規約の一部を次のように改正する。

令和 5 年 4 月 2 0 日

規約第 1 9 条中「川西地域協議会正副会長」を「上田左岸地域協議会川西地区部会長」に改める。

別表（第 9 条関係）「(1 4) 川西地域農山村交流事業実行委員会（里山ぐらし）」を削り、第 15 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

議案第4号

川西まちづくり委員会 令和5年度事業計画(案)

1 運営計画

(1) 会議

- ① 定期総会の実施（4月）
- ② 運営委員会の開催
- ③ 部会による事業の実施（会議、活動等）

(2) 適正な会計処理

- ・書類検査 年2回
- ・監査の実施（4月）

(3) 組織体制の充実

- ・必要と判断される個人や団体の追加
- ・部会等における専門家等の招へい

(4) 広報活動の充実

- ・本委員会の活動を周知するための広報活動を積極的に実施

2 活動計画

(1) 住む人にやさしく快適な環境づくりの取り組み

- ・高齢者向けの生活サービス情報の収集と配布
- ・健康増進のためのウォーキングコースの設置と紹介
- ・先進地視察、課題別研修会の開催
- ・その他必要な取り組み（健康福祉部会）

(2) 子どもの育成環境の整備と地域文化再発見の取り組み

- ・地域の歴史文化財の現地学習と広報の発行
- ・子供達の文化・スポーツ等の取組みの紹介と支援
- ・その他必要な取り組み（子育て教育文化部会）

(3) 住民の防災意識の向上と防災訓練の実施

- ・避難所設営等に関する講習会の実施
- ・地域住民への防災・減災に関するわかりやすい情報提供
- ・防災関係組織の連携強化への働き掛け
- ・その他必要な取り組み（安全防災部会）

(4) 地域資源の有効活用による地域活性化事業の実施

- ・「蝶の舞う里」事業の実施
- ・先進地視察、課題別研修会の開催
- ・その他必要な取り組み（地域振興部会）

(5) 所属組織団体への活動費支給事業

- ・委員会所属の組織団体への活動費支給事業の実施（運営委員会）

川西まちづくり委員会 令和5年度予算(案)

収入総額	4,024,781 円
支出総額	4,024,781 円
差引金額	0 円

(収入の部)

(単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (本年-前年)	摘要
1 交付金	3,860,000	3,675,000	185,000	・上田市交付金
2 事業収入	10	10	0	・農産物等売上収入
3 諸収入	10	10	0	・貯金利息
4 繰越金	164,761	164,743	18	・前年度繰越金
合計	4,024,781	3,839,763	185,018	

(支出の部)

(単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (本年-前年)	摘要
1 運営費(事務費)	1,689,000	1,809,000	△ 120,000	
(1) 職員賃金等	800,000	900,000	△ 100,000	・事務局長、事務局職員賃金
(2) 委員手当	479,000	479,000	0	・委員手当 (会長・副会長・会計・監事) (部会長・副部会長・委員)
(3) 通信運搬費	80,000	80,000	0	・切手代、インターネット利用料、 携帯電話利用料
(4) 消耗品費	130,000	130,000	0	・事務用品、コピー用、トナー等
(5) 手数料	10,000	10,000	0	・振込手数料
(6) 保険料	40,000	40,000	0	・スポーツ安全保険料
(7) 備品購入費	80,000	80,000	0	・事務用備品他
(8) 会議費	20,000	40,000	△ 20,000	・会議用お茶
(9) 事務所費	50,000	50,000	0	・事務所光熱水費他
2 活動費(事業費)	2,250,000	2,030,000	220,000	
(1) 健康福祉部会費	300,000	270,000	30,000	・高齢者支援事業他
(2) 子育て教育文化部会費	300,000	270,000	30,000	・地域文化財事業他
(3) 安全防災部会費	300,000	270,000	30,000	・研修会他
(4) 地域振興部会費	300,000	270,000	30,000	・蝶の舞う里事業他
(5) 広報関係費	150,000	150,000	0	・広報紙発行等
(6) 活動費支給事業費	800,000	800,000	0	・活動費支給事業
(7) 研修費	100,000	0	100,000	・研修会講師謝礼等
3 予備費	85,771	753	85,018	・予備費
4 返還金	10	10	0	・交付金返還
合計	4,024,781	3,839,763	185,018	

川西まちづくり委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会の名称は、川西まちづくり委員会（以下「委員会」という）という。

第2条 委員会は、「人と自然豊かな、ふるさと川西を誇りに思える地域づくりをめざして」をスローガンに、地域住民が自ら地域の将来像を考え、その実現に向けて行動するとともに、地域が抱える課題を克服し、地域の特性を活かした活性化を図り、誰もが地域への愛着をもち、生き生きと安心して暮らせる魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(区域)

第3条 委員会の区域は、上田市川西地区の範囲（以下「川西地区」という）とする。

(事業)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定・見直しに関する事業
- (2) 地域課題の解決に関する事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 委員会は、川西地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体等をもって会員とする。また、地域内の企業等で、この委員会の目的に賛同するものも会員となることができる。

(事務所)

第6条 委員会の事務所は、上田市川西地域自治センター内に置く。

第2章 組織

(組織)

第7条 委員会は、総会、運営委員会で構成する。

- 2 委員会に、監事を置く。
- 3 委員会に、部会を置く。
- 4 委員会に、事務局を置く。

第3章 総会

(総会)

第8条 総会は、委員会の最高議決機関であって、代議員をもって構成し、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合または代議員の3分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催する。

(代議員)

第9条 代議員は、各自治会の代表者又は各自治会から推薦された会員1名と、別表に定める団体の代表者及び個人とする。

- 2 代議員の任期は、4月1日から2年とする。
- 3 構成団体の代表者の任期途中の交代及び補欠で選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代議員は、再任されることができる。

(総会の権能)

第10条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) まちづくり計画の策定及び見直し
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) その他総会で決定することが必要と認められる事項

(総会の招集)

第11条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第8条の規定による要請があった場合は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第12条 総会は、代議員の2分の1の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した代議員は出席者数とみなすものとする。

- 2 総会に出席できない代議員は、委任状を提出し、その権限の行使を議長に委任することができる。

(総会の議決)

第13条 総会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会の公開)

第14条 総会は、公開を原則とする。

- 2 会員は、総会を傍聴することができる。

第4章 役員等

(役員等)

第15条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 運営委員会と部会に次の役職を置く。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 副運営委員長 1名
- (3) 部会長 各1名
- (4) 副部会長 各1名

3 会長、副会長、会計は、第2項の役職を兼務できる。

(役員等の任務)

第16条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総括し、総会、運営委員会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、委員会の運営及び活動に伴なう経理事務を担当する。
- (4) 監事は、委員会の会計監査の事務を担当する。
- (5) 運営委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。
- (6) 部会長は、担当部会の運営に当たる。

(役員を選出)

第17条 第15条第1項の役員を選出及び承認は、次のとおりとする。

2 候補者選出のため、役員選考委員会を設置する。

3 役員選考委員会の構成等は、別に定める。

4 役員選考委員会は、役員候補者を決定次第、運営委員会に報告し承認を得るものとする。

5 役員選考委員会は、第4項において承認を得た役員候補者を定期総会に報告し、議決を得るものとする。

(役員任期)

第18条 役員任期は、4月1日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 構成団体の代表者の任期途中の交代及び補欠で選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第19条 運営委員会は、正副会長、川西地域協議会正副会長、川西地区自治会連合会三役、各部会長をもって構成する。

(運営委員会の正副委員長)

第20条 運営委員会の委員長、副委員長は会長と副会長が兼務する。

(運営委員会の審議事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 各部会と総合調整を図り、事業計画案及び予算案を策定するとともに、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) まちづくり計画の進捗状況を把握し進行管理を図ること。
- (3) 地域内各種団体等との連携及び調整を行うとともに、まちづくり計画の実施部会を決定し、その部会と連携して事業を推進すること。
- (4) 評議決定した事項を構成員に周知すること。
- (5) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

(運営委員会の議決)

第22条 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(運営委員会への委員以外の会員等の出席)

第23条 必要に応じ、委員以外の会員及び有識者の出席を求め、意見を求めることができる。

第6章 部会

(部会)

第24条 部会は、第2条の目的を達成するため、必要な分野ごとに事業を実施する。

2 部会の組織は別に定める。

(部会の構成)

第25条 部会は代議員をもって構成する。

(部会の役員)

第26条 部会に部会長と副部会長を置き、部会員の互選により決定する。

2 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第7章 会計及び監査

(会計)

第27条 委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第29条 委員会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査と報告)

第30条 監事は、監査を行い、その結果を総会に報告する。

(役員等報酬)

第31条 委員会の役員、役職員及び代議員報酬は、別に定める。

第8章 事務局

(事務局の位置)

第32条 事務局は、川西地域自治センター内に置く。

(事務局の所掌事務)

第33条 事務局は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 委員会の会議に関する事
- (2) 委員会の資料作成に関する事
- (3) 委員会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事務

(事務局職員)

第34条 事務局に事務局長及び事務職員を置くことができる。

2 事務局員の賃金等は別に定める。

第9章 その他

(雑則)

第35条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な規則等に関しては、別に定める。

附則

この規約は、平成28年3月22日から施行する。

附則

この規約は、平成29年5月16日から施行する。

附則

この規約は、令和2年度の総会から施行する。ただし、第17条については、令和元年度の総会から施行する。

附則

この規約は、令和2年5月13日から施行する。

別表(第9条関係)

- (1) 川西地区民生児童委員協議会
- (2) 川西地域包括支援センター
- (3) 川西公民館運営審議会
- (4) 上田市少年補導委員会
- (5) NPO法人うるわしの里
- (6) 上田市消防団第18分団
- (7) 上田市消防団第19分団
- (8) 上田市消防団第20分団
- (9) 上田市健康推進委員
- (10) 川西商工振興会
- (11) 浦里活性化組合
- (12) 室賀活性化組合
- (13) 泉田活性化組合
- (14) 川西地域農山村交流事業実行委員会(里山ぐらし)
- (15) 川西里山・水辺をつなぐ会
- (16) 浦野川の岸边を歩けるようにする会
- (17) 第六中学校PTA
- (18) 浦里小学校PTA
- (19) 川西小学校PTA
- (20) 上田市交通安全協会川西部会
- (21) JA信州うえだ西部営農センター
- (22) 川西地区社会福祉協議会
- (23) 地域から推薦され会長が認めた団体又は個人

川西まちづくり委員会 組織図

